

都道府県労働局長 殿

労働基準局長  
(公印省略)

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令の一部を改正する政令」の施行による特定被災区域の追加指定について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に対処するため、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(平成23年法律第40号。以下「法」という。)、  
「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令」(平成23年政令第127号)及び  
「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令」(平成23年厚生労働省令第57号。以下「省令」という。)において、労働保険料等の免除の特例措置を設けたところであり、その取扱いについては、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等の施行について」(平成23年5月2日付け基発0502第2号)記の第4により、通知したところである。

今般、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令の一部を改正する政令」(平成23年政令第261号。以下「改正政令」という。)により、下記のとおり、特定被災区域が追加指定されたので、その実施に当たっては、遺漏なきよう期されたい。

## 記

### 第1 特定被災区域の追加指定

改正政令により、追加された特定被災区域は、以下のとおり。

なお、追加指定された特定被災区域を含めた特定被災区域については、別紙のとおりであること。

茨城県：坂東市

栃木県：佐野市

埼玉県：久喜市

千葉県：匝瑳市、香取郡神崎町、山武郡大網白里町、長生郡白子町

### 第2 対象事業場等

- 1 労働保険料等の免除の特例(法第81条及び84条並びに省令第12条から第19条まで)については、当該労働保険の適用事業の行われる場所が平成23年3月11日において特定被災区域に所在していた場合に対象となり、今般、追加指定さ

れた区域における取扱いについても、平成23年3月1日に遡及して適用されること。

- 2 労働保険料等の免除の特例が遡及して適用された場合は、平成22年度確定保険料等の還付等が発生することから、適正な事務処理に努めること。

### 第3 施行日等

改正政令は、公布の日から施行すること。ただし、第2の1のとおり、平成23年3月1日に遡及して適用すること。

(別紙)

## 特定被災区域一覧 (H23. 8. 17)

### [青森県] (2市2町)

八戸市、※三沢市、上北郡おいらせ町、※三戸郡階上町

### [岩手県] 全城

### [宮城県] 全城

### [福島県] 全城

### [茨城県] (31市7町2村)

水戸市、日立市、土浦市、※古河市、石岡市、※結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、※坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、銚田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、同郡大洗町、同郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡美浦村、同郡阿見町、同郡河内町、北相馬郡利根町

### [栃木県] (10市7町)

宇都宮市、※足利市、※佐野市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、芳賀郡益子町、同郡茂木町、同郡市貝町、同郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、同郡那須町、同郡那珂川町

### [埼玉県] (1市)

※久喜市

### [千葉県] (18市9町)

千葉市、※銚子市、※市川市、※船橋市、※松戸市、※成田市、※佐倉市、※東金市、旭市、習志野市、※八千代市、我孫子市、浦安市、※印西市、※富里市、※匝瑳市、香取市、山武市、※印旛郡酒々井町、※印旛郡栄町、※香取郡神崎町、※香取郡多古町、※香取郡東庄町、※山武郡大網白里町、山武郡九十九里町、※山武郡横芝光町、※長生郡白子町

### [新潟県] (2市1町)

十日町市、上越市、中魚沼郡津南町

### [長野県] (1村)

下水内郡栄村

- ・ ※は災害救助法の適用市町村以外の市町村
- ・ 下線は、今回の政令改正により追加指定された7市町

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔政 令〕

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二條第二項及び第三項の市町村を定める政令の一部を改正する政令(二六二)

○平成二十三年七月十七日から同月二十日までの間の暴風雨による高知県安芸市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(二六二)

### 〔府 令〕

○地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令(内閣府四二)

### 〔告 示〕

○皇族たる皇室會議の議員及びその予備議員の互選を行う期日を定める件(内閣府二七〇)  
○戸籍法第百十八條第一項の規定による指定に関する件(法務三九五)  
○日本国に帰化を許可する件(同三九六)

○国道九号線(メコン地域東西経済回廊)整備計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件(外務二八四)  
○ビエンチャン国際空港拡張計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同二八五)  
○保安林の指定を解除する件(農林水産一五五三〜一五五九)  
○保安林の指定施設要件を変更する件(同二五六〇〜二五六六)

○農業を登録した件(同二五六七〜二五六九)  
○農業を再登録した件(同二五七〇)  
○電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条の三の規定に基づく学校の認定を取り消した件(経済産業一七七)  
○船舶油濁損害賠償保障法第三十九条の七第三項の国土交通大臣が指定する保険者等を定める告示の一部を改正する告示(国土交通八三九)

○国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととなつた件の一部を改正する件(同八四〇)  
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の役員の名を変更した件(東北地方整備局一四六〜一四八)  
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価員等の氏名を変更した件(同二四九)

○道路に関する件(九州地方整備局一三二)

### 〔国会事項〕

内閣 内閣府 財務省 海上保安庁  
最高裁判所 長野県 福岡県 川崎市  
京都市 神戸市

### 〔皇室事項〕

### 〔官庁報告〕

### 官庁事項

歯舞地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について(農林水産省)  
苫前地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について(同)

### 〔資 料〕

### 閣議決定等事項

### 〔公 告〕

### 諸事項

### 官庁

個別労働関係紛争解決手続実施団体指定、建設業の許可の取消処分関係裁判所  
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係  
特殊法人等  
企業年金基金変更関係  
会社その他

## 本号で公布された法令のあらまし

◆東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二條第二項及び第三項の市町村を定める政令の一部を改正する政令(政令第二六二号)(内閣府本府)  
1 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二條第二項及び第三項の市町村を追加して定めることとした。(第一條及び第二條関係)  
2 この政令は、公布の日から施行することとした。

◆平成二十三年七月十七日から同月二十日までの間の暴風雨による高知県安芸市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(政令第二六二号)(内閣府本府)  
1 平成二十三年七月十七日から同月二十日までの間の暴風雨による高知県安芸市等の区域に係る災害を激甚災害として指定することとした。  
2 当該災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。  
(一) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助  
(二) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置  
(三) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等  
3 この政令は、公布の日から施行することとした。

政令

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二項及び第三項の市町村を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年八月十七日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第二百六十一号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二項及び第三項の市町村を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二項及び第三項の市町村を定める政令（平成二十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

別表第一 青森県の項の前に次のように加える。

北海道 広尾郡広尾町 厚岸郡浜中町

別表第一 岩手県の項中「花巻市」を「花巻市

北上市」に、「紫波郡矢巾町」を「紫波郡矢巾町

西磐井郡平泉町」に改め、同表宮城県項中「刈

田郡蔵王町」を「刈田郡蔵王町 同郡七夕宿町」

に、「同郡川崎町」を「同郡川崎町 伊具郡丸森町」

に改め、同表福島県項中「伊達市」を「伊達市

本宮市」に、「同郡川俣町」を「同郡川俣町 猪

苗代町 河沼郡湯川村」に、「東白川郡棚倉町」を

「東白川郡棚倉町 同郡鮎川村」に、「田村郡小野

町」を「田村郡三春町 同郡小野町」に改め、同

表茨城県項中「石岡市」を「石岡市 下妻市

に、「筑西市」を「筑西市 坂東市」に、「稲敷郡美

浦村」を「稲敷郡美浦村 同郡河内町」に改め、

郡神崎町 山武郡大網白里町 同郡十九里町 同郡横芝光町 長生郡白子町」に改める。

御名 御璽

平成二十三年八月十七日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第二百六十二号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（昭和三十三年法律第五十号）第二項及び第三項、第三項第一号、第四項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十三年法律第五十号）第二項及び第三項、第三項第一号、第四項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 菅 直人

総務大臣 片山 善博

財務大臣 野田 佳彦

文部科学大臣 高木 義明

厚生労働大臣 細川 達夫

農林水産大臣 畑野 道彦

経済産業大臣 海江田 万里

国土交通大臣 大島 章宏

環境大臣 江田 五月

附則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 菅 直人

総務大臣 片山 善博

財務大臣 野田 佳彦

府令

〇内閣府令第四十二号 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五

御名 御璽

平成二十三年八月十七日

内閣総理大臣 菅 直人

府令

地域再生法施行規則（平成十七年内閣府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第六号第四号中「信用協同組合連合会」を「中小企業等協同組合（昭和二十四年法律第百八十二号）第九條の九第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う協同組合連合会」に改め、同条第五号及び第六号を次のように改める。

五 農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。）及び農業協同組合連合会（同法第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。）

六 漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第百四十二号）第十一条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものに限る。）

七 漁業協同組合連合会（同法第八十七條第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。）

八 水産加工業協同組合（同法第九十二條第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。）及び水産加工業協同組合連合会（同法第九十七條第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。）

第十三条第二項中「おいては」の下に「予算の範囲内で」を加える。

第十四条第二項中「以下三の条」を「第三項及び第五項から第七項まで」に改め、同条第三項を第七項とし、第二項を第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2 前項第三号及び第二号に掲げる書類について、既に他の認定地域再生計画に係る法第二十

条第一項の指定申請手続において提出している場合であつて、その記載事項に変更がないときは、申請書にその旨を記載し、当該書類の添付を省略することができる。

3 内閣総理大臣は、第一項の申請書がその事務所に到達してから二十日以内、当該申請に対する指定に関する処分をするよう努めるものとする。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 菅 直人

総務大臣 片山 善博

財務大臣 野田 佳彦

農林水産大臣 畑野 道彦

国土交通大臣 大島 章宏

